クリゾチニブ	ＲＯＳ１融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	ファイザー株式会社　東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号	平成二十八年八月二十四日
ロミデプシン	末梢性Ｔ細胞リンパ腫	セルジーン株式会社　東京都千代田区丸の内二丁目七番二号	平成二十八年八月二十四日
ＲＯ５５３４２６２	インヒビターを保有する先天性血液凝固第Ⅷ因子欠乏患者における出血傾向の抑制	中外製薬株式会社　東京都北区浮間五丁目五番一号	平成二十八年八月二十四日
ダブラフェニブメシル酸塩	ＢＲＡＦ遺伝子変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区虎ノ門一丁目二十三番一号	平成二十八年九月二十七日
トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物	ＢＲＡＦ遺伝子変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区虎ノ門一丁目二十三番一号	平成二十八年九月二十七日
エルトロンボパグオラミン	再生不良性貧血	ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区虎ノ門一丁目二十三番一号	平成二十八年十一月二十四日
ヌシネルセンナトリウム	脊髄性筋萎縮症	バイオジェン・ジャパン株式会社　東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目三井ビルディング十四Ｆ	平成二十八年十一月二十四日

○厚生労働省告示第四百十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の六第一項の規定に基づき、同法第七十七条の六第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品の名称　予定される効能又は効果

インジウム１１１（^{111}In）―ペンテトレオチド　シンチグラフィによる消化管ホルモン産生腫瘍の診断

ＭＥＫ１６２　ＮＲＡＳ又はＢＲＡＦ^{V600}遺伝子変異陽性の悪性黒色腫

ＬＧＸ８１８　ＢＲＡＦ^{V600}遺伝子変異陽性の悪性黒色腫

ｏｚａｎｅｚｕｍａｂ　筋萎縮性側索硬化症

ネララビン　成人及び小児における再発・難治性の下記疾患・Ｔ細胞性急性リンパ芽球性白血病・Ｔ細胞性リンパ芽球性リンパ腫

バンデタニブ　成人Ｔ細胞白血病／リンパ腫

Ｌｏｍｉｔａｐｉｄｅｍｅｓｙｌａｔｅ　家族性高コレステロール血症ホモ接合体（ＨｏＦＨ）患者に対する治療

届け出た者の氏名又は名称及び住所	取消年月日	
マリンクロットジャパン株式会社　東京都文京区後楽一丁目四番十四号	平成二十七年十二月十八日	平成二十八年一月二十九日
ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区虎ノ門一丁目二十三番一号	平成二十八年一月二十九日	平成二十八年二月二十五日
グラクソ・スミスクライン株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番十五号	平成二十八年三月七日	平成二十八年六月三十日
アストラゼネカ株式会社　大阪市北区大深町三番一号	平成二十八年七月七日	
Ａｅｇｅｒｉｏｎ　Ｐｈａｒｍａｃｅｕｔｉｃａｌｓ，Ｉｎｃ．　Ｏｎｅ　Ｍａｉｎ　Ｓｔ，Ｓｕｉｔｅ　８００，Ｃａｍｂｒｉｄｇｅ，ＭＡ　０２１４２　ＵＳＡ		

○厚生労働省告示第四百十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第１に次のように加える。

１１３０　無水酢酸含浸部癒着防止器

○厚生労働省告示第四百十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

１２１０　無水酢酸含浸部癒着防止器

○厚生労働省告示第四百十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百十四条の五十五第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十五第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

２４４　集束超音波治療器

○農林水産省告示第二千四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　徳島県三好市三野町太刀野山字東明神四五五九の二、四五七八の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東明神四五五九の一・四五七八の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷樫尾六五五の二、六五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷樫尾六五五の二・六五八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）